

「海外支局員に関する規程」

第1条（目的）

本規程は、国際協力 NGO NESTEP（以下、当団体）の団体規約第3章に定めた会員の規約に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

当団体の理念に賛同し、当団体の事業を賛助するために入会した個人、団体及び法人とする。

第3条（議決権）

賛助会員は当団体の運営委員会における議決権を持たない。

第4条（入会）

当団体の賛助会員になるには、別に定める入会申込書を事務局に提出し、当団体の代表の承認を受けなければならない。また、賛助会員は1年単位とし、年度途中に関わらず入会月から1年とする。

第5条（会費と納入）

第1項 会費は次のとおりとする。

- (1) 団体 賛助会員 年額 1口 5,000円
- (2) 個人 賛助会員 年額 1口 3,000円

第2項 会費は指定された期日までに、当団体の指定する方法で納入しなければならない。

第6条（変更）

賛助会員は、氏名、住所、その他登録している内容に変更が生じた場合には、速やかに変更届を事務局に提出しなければならない。

第7条（更新）

賛助会員は、1年ごとに更新届を事務局に提出しなければならない。

第8条（退会）

賛助会員は、退会を希望する場合、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会できる。ただし、すでに納入された会費は返納しない。

第9条（除名）

当団体は次の各号の一に該当すると判断した場合、賛助会員を除名することができる。

- (1) 当団体の規約、本規程に違反した場合
- (2) 故意又は重大な過失により、当団体の信用を失わせるような行為をした場合
- (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- (4) 第10条の禁止事項に掲げる行為を行った場合

第 10 条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- （1）会員情報など当団体へ虚偽の申請を行う行為
- （2）当団体の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- （3）その他、当団体が不適切と判断する行為

第 11 条（特典利用）

会員は以下の特典を利用することができる。

- （1）当団体からのニュースレター（郵便物は 1 人につき 1 部、1 団体につき 5 部とする。）
- （2）当団体が主催する講演会、イベント等の予約を先着優先

第 12 条（その他）

賛助会員について本規程に定めのない事項であって必要な事項は、役員会で決定する。

附則

- 1 この規程は、2016 年 6 月 20 日より施行する。